

Series 地方発！我が教育委員会の取組

公立小中学校事務の共同実施の全県的展開について ～学校の組織としての力を強化するために～

佐賀県教育委員会

はじめに

現在、学校は、学力向上・いじめ・子どもの安全確保等の様々な課題に直面している。また、学校教育に対する保護者や県民等の意識も多様化している中、学校への期待や要求は多岐にわたり、さらには、厳しい財政状況など学校を取り巻く状況は年々厳しさを増している。

このような状況の中で、学校がこれらの諸課題に適切に対応するためには、学校の組織としての力を強化していく必要がある。

そのための1つの方策として、本県では、県教育委員会と市町教育委員会・学校とが連携をとり、平成20年度から全県的な公立小中学校の学校事務の共同実施をスタートさせた。

以下、共同実施の全県的展開に関する取組を紹介する。

1 佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会の設置

ここ数年来、学校事務の共同実施等について、国の審議会の答申等が出される中で、佐賀県においても、将来にわたる学校運営の諸課題に対応し、効率的な学校運営の推進を図るために、県内の複数の公立小中学校における事務・業務の共同実施、事務職員の資質向上など学校事務改善に関する調査、研究を行うことを目的として、

佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成19年3月設置し、検討を始め、平成20年3月、その結果をとりまとめた。

佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 将来にわたる学校運営の諸課題に対応し、効率的な学校運営の推進を図るために、県内の複数の公立小中学校における事務・業務の共同実施、事務職員の資質向上など学校事務改善に関する調査、研究を行うため、佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査、研究を行う。

- (1) 公立小中学校における事務・業務の共同実施に関すること
- (2) 公立小中学校事務職員の研修、評価・育成に関すること
- (3) 公立小中学校の事務処理規程に関すること
- (4) その他、学校運営に寄与する学校事務の改善に関すること

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表1に掲げる機関、団体から推薦された者をもってあてる。

2 異動等により、委員の交代を要する事態が生じた場合は、原則として、当該機関、団体における後任者をもってあてるものとする。

3 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。なお、異動等に伴う後任者については、前任者の残任期間とする。

4 検討委員会に委員長1人を置き、佐賀県教育委員会副教育長をもってあてる。

(検討委員会の運営)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長は、検討委員会の業務の円滑な

推進を図るため、特に必要と認めた場合には、委員以外の者に対し、検討委員会の業務の調査、研究を委嘱し、又は検討委員会への出席を求め、意見や説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局を、佐賀県教育庁教職員課に置き、会議の庶務については、佐賀県公立小中学校事務研究会の協力、支援を受けるものとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項については、事務局が会議の承認を経て、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

2 検討委員会の構成

表1 佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会委員

平成19年4月1日現在

	機関・団体	役職	職　名	氏　名	備考	
市町教育委員会	市町教育長会	副会長	神埼市教育長	實松 信子	○	
	佐　賀　市		学校教育課長	貞包 弘章		
	武　雄　市		学校教育課長	大庭 弘毅		
学　　校	佐賀県公立学校校長会	副会長	唐津市立成和小学校長	大浦 誠一郎		
			有田町立西有田中学校長	永田 由美		
	佐賀県公立学校教頭会	会　長	佐賀市立金立小学校教頭	中野 義文		
			佐賀市立三瀬小学校教頭	大坪 賢二		
教育事務所	佐賀県教育事務所長会	会　長	杵西教育事務所長	北村 喜久次		
			佐城教育事務所長	櫻井 俊史		
事務職員代表	佐賀県公立小中学校事務研究会	会　長	みやき町立三根西小学校事務長	小川 洋起		
		副会長	唐津市立篠木小学校事務長	古川 治		
佐賀県教育委員会			副教育長	早川 俊章	○	
			教職員課長	中島 秀明		
			教職員課参事	千々岩 英豪		

(注) 備考中○は委員長 ○は副委員長

3 検討委員会の開催状況

第1回	期日	平成19年3月22日(木)
	内容	○佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会の設置要綱について ○公立小中学校事務の現状と課題について
第2回	期日	平成19年7月5日(木)
	内容	○佐賀県における共同実施の状況等について ○共同実施の効果及び課題について ○平成20年4月1日に向けて ○先進地視察について
第3回	期日	平成19年8月9日(木)～10日(金)
	内容	○先進地視察 ・宮崎県庁 ・小林市立小林小学校
第4回	期日	平成19年12月26日(火)
	内容	○先進地(宮崎)視察の総括について ○佐賀県における小中学校事務の共同実施について ○共同実施に関する諸規程の整備について

4 佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会の検討内容等

(1) 学校事務の主な課題

公立小中学校の事務職員は、通常1人配置となっており、次のような課題があると考えられる。

- ・学校規模等により事務職員1人当たりの事務量に大きな差がある。
- ・学校事務職員の経験等により学校ごとに業務範囲が異なる。
- ・校内に事務指導ができる職員がおらず、職場内研修が難しい。
- ・学校事務の改善について、校内外で協議する場が少ない。
- ・学校事務職員の所掌事務が法令上具体的に規定されておらず、市町、学校ごとに業務範囲が異なる。

(2) 学校事務の共同実施の取組状況

佐賀県における学校事務の共同実施の過去3カ年の取組状況は、次のとおりである。

年度	実施地区数	共同実施数	未実施数
17	20	99	169
18	24	129	138
19	31	185	81

(3) 本県における全県的な共同実施の導入

以上のような現状認識のもと、第1回目の会議から第4回目の会議まで、主として学校事務の共同実施についての検討を重ねた。

① なぜ今、学校事務の共同実施なのか

今、学校は次のような様々な問題を抱えている。例えば、学力向上、いじめ、不登校、発達障害を含む特別支援教育、食育、子どもの安全の確保など様々な課題に直面する一方で、教員は直接子どもと向き合う

教育活動のほか各種会議、打合せ、報告等の作成など様々な業務に従事している状況にある。

また、学校を取り巻く財政状況をみると、「佐賀県行財政改革緊急プログラムVer 2.0」^(注)が策定される中、厳しい歳出抑制等が求められている。

さらに、学校への要求や期待は多様化し、中にはその対応が極めて困難なものもある。

このような中で、今、事務職員には、効率的な事務処理はもとより、行政職としての学校サポートや事務の移行を通じた教員のサポートが一層求められている。

しかしながら、学校事務をめぐっては、先に掲げるような課題があり、これを克服しつつ、学校の組織としての力を強化していくためには、学校事務の共同実施を推進していくことが有効であると考える。

② 本県における学校事務の共同実施の課題
現に本県でも前述のとおり、いくつかの小中学校で学校事務の共同実施が行われ新規採用職員の支援や備品の有効活用等、一定の成果をあげているが、次のような課題があると考えられる。

- ・市町教育委員会の学校管理規則等に共同実施組織等の定めがなく、その組織をとりまとめる者についても互選により決められているなど、権限・責任の所在が明確となっていない場合が多い。

このため、事務職員の共同実施に対する意識・考えの違い等から、共同実施の継続的な取組や組織としての機能が十分活かされていない場合がある。

- ・共同実施の成果が事務職員の職務改善レベルにとどまっている場合が多く、学校運営に関するより積極的な取組が望まれる。

なぜ今、学校事務の共同実施なのか？

今、学校は…

- ①学力向上、いじめ、不登校、発達障害を含む特別支援教育、食育、子どもの安全の確保など様々な課題に直面
- ②他方、教員は直接子どもと向き合う教育活動のほか各種会議、打合せ、報告等の作成などにも従事

今、学校を取り巻く財政状況は…

- 佐賀県行財政改革緊急プログラムVer 2.0
- ・歳出抑制
- ・給与カット
- ・職員数の削減
- ・增收・節約の推進

- 事務職員へ
求められるもの
- ①行政職としての学校サポート
 - ②教員のサポート（事務の移行）
 - ③効率的な事務処理

今、学校への要求や期待は…

- 多様化
- 苦情
- 訴訟
- 危機管理

・でも、事務職員は1人配置…
・でも、職務遂行に個人差がある…
・でも、体系的な研修の機会が少ない…
・だから、学校事務職員が力を十分発揮する環境づくりのため！

学校事務の共同実施

学校を支援
(学校の組織としての力を強化)

(注) 「佐賀県行財政改革緊急プログラムVer 2.0」とは、持続可能な財政構造への転換を目指し、平成22年度までに一定の基金残高を確保するため、平成19年11月に佐賀県が策定した歳入対策の強化、基金・県債の活用、給与カットなどに取り組むプログラムのことである。

③ 校長、教頭へのアンケート調査の実施

このような課題がある中、県内の公立小中学校長及び教頭に対し事務の共同実施に期待する業務を把握するため下記によりアンケート調査を実施した。これをみると、校長、教頭ともに学校備品の把握や支出負

担などの、現在、事務職員が行っている業務の的確な遂行を望んでいることがうかがえるが、同時に保護者負担金管理、法令等の助言及び危機管理などといった対応も望んでいることがうかがえる。

実施時期：平成19年12月11日～平成19年12月14日
調査内容：共同実施に期待する業務 28項目

○校長調査：全ての公立小中学校長を対象（対象者258名 回答数224名 回収率86.8%）

大いに活用したい、活用したいに○がついた項目

順位	内 容	人 数	割 合
1	学校での備品管理状況の把握	219	97.8%
2	保護者負担経費（学校徴収金等）の会計管理	211	94.2%
3	市町費の支出負担行為及び支出票作成支援及び審査	210	93.8%
4	共用備品の情報収集及びその是非の判断	210	93.8%
5	校内施設管理・地域安全マップ作成	210	93.8%
6	事務職員の新規採用者・臨時採用者の支援	207	92.4%
7	学校の大規模改修等の対応	200	89.3%
8	法令等の助言	195	87.1%
9	情報管理、危機管理の研修	195	87.1%
10	組織マネジメントの実施	186	83.0%

○教頭調査：全ての公立小中学校教頭を対象（対象者268名 回答数233名 回収率86.9%）

大いに活用したい、活用したいに○がついた項目

順位	内 容	人 数	割 合
1	学校での備品管理状況の把握	226	97.0%
2	市町費の支出負担行為及び支出票作成支援及び審査	218	93.6%
3	共用備品の情報収集及びその是非の判断	218	93.6%
4	保護者負担経費（学校徴収金等）の会計管理	217	93.1%
5	学校の大規模改修等の対応	215	92.3%
6	情報管理、危機管理の研修	214	91.8%
7	法令等の助言	213	91.4%
8	事務職員の新規採用者・臨時採用者の支援	210	90.1%
9	災害・不審者情報の保護者への提供	204	87.6%
10	臨時の任用職員の任用期間の情報交換	200	85.3%

④ 本県における全県的な学校事務の共同実施の推進についての論点と主な意見

このような分析・検討を経て、検討委員会では学校事務の共同実施の推進について、次の8つの論点を立て、意見を整理した。

- ア 共同実施に期待する取組・効果等について
- イ 共同実施の時期及び実施方法について
- ウ 共同実施のスタイル及び規模について
- エ 共同実施主任の配置について
- オ 教育委員会等の関係者への周知について
- カ 学校管理規則等について
- キ 手当等の認定権の権限委譲について
- ク 事務職員の研修体制について

ア 共同実施に期待する取組・効果等について

共同実施の効果や取組事例等については、それぞれの学校や地域の状況等によって違うが、おおむね共同実施の導入期から3つのステージで区分して考えることができる。(なお、3つのステージは厳密に区分できるものではなく、互いに重複することもありうる。)

○導入期（ステージ1）

この段階では、事務の効率化、事務処理の標準化、事務量の平準化及び職員の資質の向上等が期待される。

- ・共同処理による事務処理の効率化
 - ▷学校間の備品の共同利用、共同購入による経費節減
 - ▷地域イベント等の行政情報の収集及び整理
 - ▷法改正等の職員周知をするための資料の作成

- ▷応募一覧表作成等による情報提供
- ▷施設設備の相互点検による安全性の向上
- ・事務処理システム開発等による効率化
- ・市町教育委員会内で統一した各種事務処理マニュアルの作成等による、事務処理の標準化
- ▷財務、学校徴収金等マニュアル
- ▷校外活動や外部講師依頼等に関する事務処理マニュアル
- ・学校規模に起因する事務量の平準化
- ・経験が浅い職員等への指導、職員の資質の向上

等

○充実期（ステージ2）

この段階になると、ステージ1に加え、事務の移管による教員のサポート等が期待される。

- ・事務の移管による教員のサポートを行い、教員が子どもとふれあう時間を確保
- ▷保護者負担経費（学校徴収金等）等の会計管理
- ▷外部講師等の人材一覧等の資料提供、選定
- ▷教科書取扱事務や転入学関係などの学籍事務等の教務事務への支援
- ▷夏休み等の作品応募の集約・発送、ソフト教材一覧表の作成
- ▷学校行事（イベント）等の共同開催に係る設営調整

等

○成熟期（ステージ3）

この段階になると、ステージ1、2に加え、学校管理運営への積極的な参画、市町教育委員会との連携強化等が期待される。

- ・学校評議員会、学校企画運営委員会等

への参画

- ・各学校の校務分掌等の見直しの提案
- ・ホームページ、市・町報等を活用しての情報発信
- ・学校予算の裁量権の拡大、権限委譲等を含めた市町事務の見直し

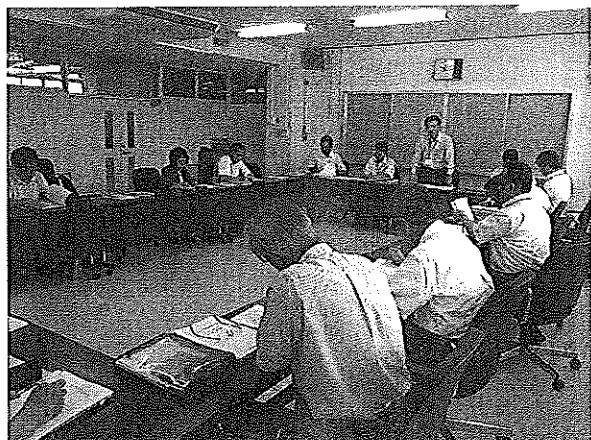
等

(イ～クは略)

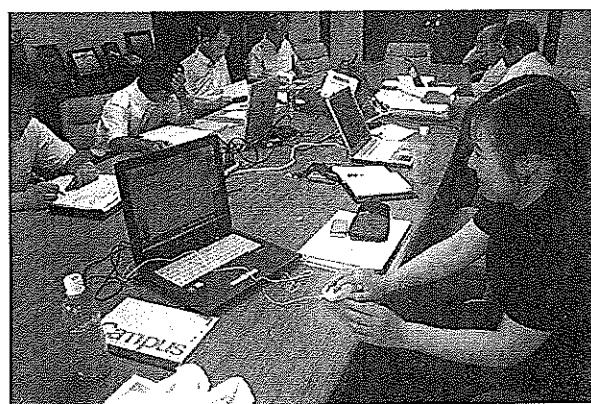
⑤ 検討結果

以上の議論等を経て、検討委員会として次の検討結果を得た。

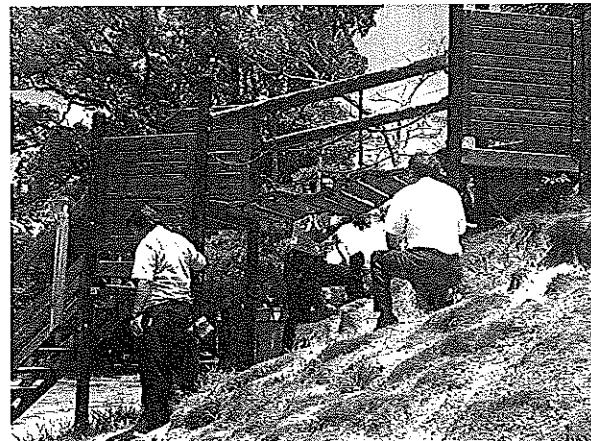
- ① 平成20年度から全県的に共同実施を行う予定で作業を進める。
- ② 共同実施のスタイル及び規模については、各市町等の実情に応じた判断による。但し、一定の規模がないと効果が現れにくいことを考えると、ある程度の学校数を確保することが望ましい。
- ③ 共同実施主任の発令については、市町教育委員会で行い、共同実施組織の構成員の中から1人を任命する。
- ④ 諸手当の認定権の権限委譲及び研修については、共同実施の実態等を踏まえて今後検討を行う。
- ⑤ 全県的な学校事務の共同実施を行うにあたり、県教育委員会が当面整備すべき諸規程は次のとおりである。
 - ・佐賀県小中学校事務共同実施要綱
 - ・小中学校管理規則の改正（例）
 - ・共同実施組織運営規程（例）
 - ・共同実施協議会設置要綱（例）



共同実施連絡協議会（唐津市教育委員会、校長の代表、事務職員等）



共同実施作業風景（神埼市学校運営支援室）



遊具の共同点検（佐賀市西部地区共同実施組織）

5 検討結果を受けての取組

検討委員会の検討結果を踏まえ、県教育委員会は、毎年策定している「平成20年度佐賀県教育の基本方針」に学校事務の共同実施の推進について明記し、平成20年度から共同実施に全県的に取り組むため各教育事務所、各市町教育委員会並びに各学校長及び教頭を対象に県内5か所で説明会を実施し、関係者への周知に努めるとともに、関係諸規程の整備を行った。（参考1）

平成20年度佐賀県教育の基本方針

基本方向Ⅱ

豊かな学びを支える教育環境の充実
(平成20年度の施策展開)

(2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校経営の推進

○学校事務職は、学校組織の運営・経営において、校内・外との調整や各種の人材・資源の活用などにおいて一つの要であり、また、教育活動を側面・後方から支援する位置にあることから、今後とも、その育成・支援を図る。

また、学校運営の改善・強化のため、事務の共同実施を推進する。

県教育委員会によるこうした関係諸規程の整備を受け、全市町立小中学校259校を対象とした44グループの学校運営支援室の設置及び室をとりまとめる室長の任命が行われ（参考2）、学校事務の共同実施がスタートした。また、学校数の多い市町などでは、複数の室長をとりまとめる者の職を設ける（佐賀市、唐津市、伊万里市）等の工夫もみられる。

ここで、県内市町の取組を一部紹介したい。

(1) 佐賀市の取組

佐賀市は、小学校36校・中学校18校を有する県の中心都市である。市内に8つの学校運営支

援室を設置し、さらに、当該学校運営支援室を3つのブロックに分け、各ブロックに、室長を統括する共同実施主任（加配職員）を配置している。

また、市教育委員会と学校のパイプ役として新たに学校事務職員の退職者を市教育委員会に嘱託学校事務指導員として配置し、学校との連携強化を図るなど「佐賀市方式」といえる独自のスタイルをつくりあげた。

市教育委員会では、重点プロジェクトとして学校事務の平準化、標準化、効率化を掲げ共同実施に取り組み、今年度は、これまで多くの学校で教員が担ってきた教材費等の校納金会計事務を事務室へ一元化させること及び新規採用職員や臨時職員への支援や学校規模による事務量の差の解消など積極的に取り組んでいる。

また、より学校のニーズに配慮し、早期購入等を図るため、市で一括執行していた備品等の購入を、学校運営支援室毎に集約し購入事務を行うように変更するなど、積極的に学校運営支援室の活用を図ろうという姿勢もうかがえる。

さらに、教職員の給与、手当等の相互点検、服務帳票の一層の適切な処理等も手がけ学校運営を様々な面で支援している。

(2) 小城市南部学校運営支援室の取組

小城市は、県のほぼ中央に位置し、平成17年に4町が合併発足し、小学校8校、中学校4校を有する。市では、これらの学校を2つのグループに分け、学校運営支援室を設置している。その1つ小城市南部学校運営支援室では、小学校3校、中学校2校の学校事務職員6名で共同実施を行っている。当支援室では、町村合併を契機に平成17年度から自主的に共同実施を開始し、事務の省力化、職員研修の充実や学校集金の取扱に係るシステム開発などを実施してきた。

平成20年度から学校事務の共同実施が全県的にスタートする中で、先進的に取り組んできたこれまでの成果を活かして、より組織として機能する学校運営支援室の確立と、業務の明確化・活性化が課題となっており、学校の教育目標と経営方針を踏まえ、次のような取組を実践

している。

- ・情報発信ツールとして支援室独自のホームページの開設
- ・「支援室便り」の発行
- ・リスクマネージメントの共同研究
- ・グループ内の施設・設備の開放状況の公開
- ・グループ間共通の学校集金適正管理のルールづくり
- ・グループ間共通の情報漏洩防止対策

これらの取組をとおして、定例の学校事務にとどまらず、共通の認識で学校の企画、運営、管理など全体的な視点にたった学校運営への参画、事務職員の資質向上を図っている。

平成19年7月1日(火)

佐賀



平成20年7月1日付け佐賀新聞に掲載された記事

参考1 佐賀県公立小中学校事務共同実施要綱

1 目的

公立小中学校事務の共同実施（以下「共同実施」という。）は、学校事務を共同で実施することで業務の効率化、標準化及び組織内研修（OJTを含む。）を行うとともに、学校事務職員が学校運営への積極的な支援を図り、もって学校教育の充実に資することを目的とする。

2 組織編成等

(1) 共同実施組織

- ア 市町教育委員会は、地域特性に応じた数の学校により構成する共同実施グループを指定する。
- イ 市町教育委員会は、学校事務を共同で実施するための組織（以下「共同実施組織」という。）を設置する。
- ウ 共同実施組織の名称は、「学校運営支援室」とする。

(2) 中心校及び連携校

- ア 市町教育委員会は、共同実施グループごとに共同実施を主体的に行う共同実施中心校（以下「中心校」という。）及び中心校と連携し業務を行う共同実施連携校（以下「連携校」という。）を指定する。

イ 中心校の校長は、学校運営支援室を総括する。

ウ 市町教育委員会は、中心校に事務の共同実施を行う執務室を設置する。

(3) 学校運営支援室長

ア 学校運営支援室には、室長を置く。

イ 室長は、中心校の事務職員を充てる。但し、地域の実情等により連携校の事務職員を充てることもできる。

ウ 室長は、市町教育委員会が任命し、辞令を交付する。

エ 室長は、中心校の校長の監督のもと、学校運営支援室の業務の取りまとめを行うとともに、他の事務職員に対し調整及び指導助言を行うことができる。

(4) 小中学校事務共同実施協議会

市町教育委員会は、共同実施を円滑に進めるため、「小中学校事務共同実施協議会」(以下「共同実施協議会」という。)を設置する。

3 共同実施の業務内容

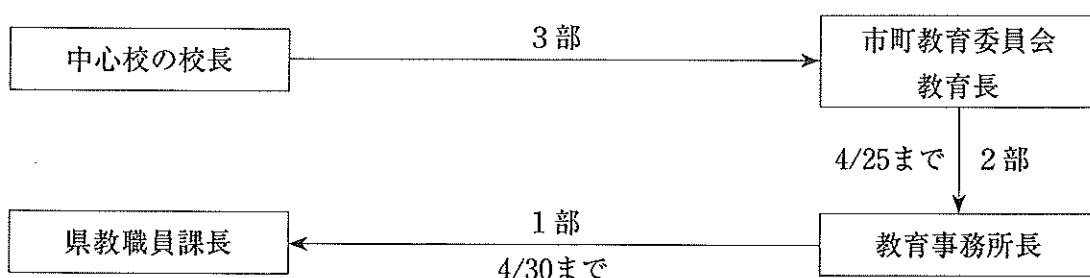
共同実施組織の業務の内容は、以下を基本とし、共同実施協議会で審議の上決定する。

ア 「市町村立小・中学校事務職員の標準的職務について」(平成12年4月1日教委教第001号)に示されている職務の内で、共同実施で行うことにより効率化が図られる業務。

イ その他共同実施で行うことが適当と認められる業務。

4 共同実施の計画書及び報告書の提出

中心校の校長は年度初めに共同実施計画書(別紙1)及び共同実施実績報告書(別紙2)を市町教育委員会教育長、教育事務所長を経由して下記の期日までに県教育委員会教職員課長に提出する。



5 兼務・服務等

(1) 兼務

ア 中心校及び連携校の事務職員が、共同実施を円滑に行うため共同実施グループを構成する全学校の兼務辞令を発令する。

イ 各事務職員の兼務辞令の発令は、市町教育委員会からの申請により県教育委員会が行う。

(2) 服務監督

ア 兼務辞令を発令された事務職員は、共同実施を行う必要な範囲で、本務校の事務職員の身分を保有したまま中心校及び連携校の職務に従事する。

イ 学校運営支援室の職務上の監督は、中心校の校長が行う。

6 関係諸規程の整備

(1) 市町教育委員会は、各市町の小中学校管理規則に、共同実施組織について規定する。

(2) 市町教育委員会は、(1)の他共同実施のために必要な関係諸規程の整備を図る。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

おわりに

こうして平成20年度から全県的に始まった共同実施であるが、関係者の共通理解(学校事務

職員、教職員、市町教育委員会)、学校運営支援室長のリーダーシップの発揮、学校運営支援室の機能強化に対する施設整備、関係者への周知、教員の事務負担軽減がどのような形で効果として発現しているのかなどまだ課題も

多く、県教育委員会では、平成20年6月に学校運営支援室長の役割など共同実施の円滑な実施を図ることを目的として、室長研修会を開催した。また、検討委員会では、今後も共同実施のフローアップや事務職員の研修体系の検討などをを行うこととしている。

こうした、学校事務の共同実施により市町教育委員会と学校との連携強化や学校事務職員のスキルアップが図られ、学校の組織としての力

が強化されることを切に願うものである。

最後に、佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会の設置から1年間という短い期間で全県的展開に至ったことに対し、検討委員会の委員、各市町教育委員会、校長会、教頭会等の関係者の方々並びに先進地視察に御協力頂いた共同実施の先行実施県である宮崎県教育委員会及び小林市教育委員会に対し改めて感謝の意を表したい。
(教職員課給与担当係長 熊本 英明)

参考2 平成20年度 学校事務の共同実施の地区一覧

番号	市町名	中心校名	連携校名
1	佐賀市	勧興小	赤松小、神野小、北川副小、東与賀小、成章中、城南中、東与賀中
2		思斎中	日新小、西与賀小、嘉瀬小、本庄小、新栄小、思斎小、昭栄中、城西中
3		巨勢小	循誘小、兵庫小、金立小、久保泉小、城東中、金泉中
4		大詫問小	諸富北小、諸富南小、芙蓉小、南川副小、中川副小、西川副小、芙蓉中、諸富中、川副中
5		鍋島小	開成小、鍋島中
6		城北中	高木瀬小、若楠小
7		春日北小	春日小、川上小、松梅小、三瀬小、大和中、松梅中、三瀬中
8		富士小	富士南小、北山小、北山東部小、富士中、北山中
9	小城市	三日月中	桜岡小、三里小、晴田小、岩松小、三日月小、小城中
10		芦刈中	芦刈小、牛津小、砥川小、牛津中
11	多久市	多久中央中	多久北部小、緑ヶ丘小、多久東部小、納所小、多久南部小、多久中部小、多久西部小、多久東部中、西渓中
12	鳥栖市	鳥栖中	鳥栖小、鳥栖西中、鳥栖北小、旭小、麓小
13		田代中	田代小、基里中、若葉小、基里小、弥生が丘小
14	神埼市	神埼中	神埼小、西郷小、仁比山小、脊振小、脊振中
15		千代田中	千代田西部小、千代田中部小、千代田東部小
16	吉野ヶ里町	東背振小	三田川小、東背振中、三田川中
17	基山町	基山中	基山小、若基小
18	みやき町	中原小	中原中、北茂安小、北茂安中、三根東小、三根西小、三根中
19	上峰町	上峰中	上峰小
20	唐津市	鬼塚中	鬼塚小、久里小、北波多中、北波多小
21		外町小	第五中、成和小、東唐津小、高島小
22		第一中	長松小、大志小、竹木場小・第四中、西唐津中、西唐津小
23		佐志小	湊中、神集島小、佐志中、大良小・中、湊小
24		浜玉中	鏡中、鏡山小、浜崎小、玉島小、平原小、七山中、七山小
25		巖木中	巖木小、巖木中、本山小、相知中、相知小、田頭小、伊岐佐小
26		肥前中	切木中、切木小、入野小、田野小、納所小、向島小中
27		呼子小	打上小、打上中、名護屋中、名護屋小、呼子中、加部島小、馬渡小中、加唐小中、小川小中
28	玄海町	有浦中	値賀中、牟形小、有浦小、仮屋小、値賀小
29	武雄市	武雄小	朝日小、北方小、武雄中、北方中
30		山内中	武内小、山内東小、山内西小、若木小、武雄北中
31		御船が丘小	西川登小、東川登小、橘小、川登中
32	大町町	大町中	大町小
33	江北町	江北小	江北中
34	白石町	白石中	須古小、六角小、白石小、北明小、福富小、有明東小、有明西小、有明南小、福富中、有明中
35	伊万里市	啓成中	伊万里小、牧島小、大坪小、立花小、大川内小、伊万里中
36		青嶺中	黒川小、波多津小、波多津東小
37		東陵中	南波多小、大川小、松浦小、南波多中
38		国見中	二里小、東山代小、山代東小、山代西小、滝野小・中、山代中
39		有田町	有田小、有田中
40	鹿島市	西部中	鹿島小、能古見小、古枝小、浜小、北鹿島小、七浦小、明倫小、東部中
41	嬉野市	轟小	嬉野小、吉田小、嬉野中、吉田中、大野原小・中
42		久間小	五町田小、塩田小、大草野小、塩田中
43	太良町	多良小	大浦中、大浦小、多良中
44	計		44グループ 259校

*小中併設校は1校として計算